

4045 日モンゴル経済連携協定における関税の撤廃及び引き下げの概要

日モンゴル経済連携協定では、両国間の往復貿易額の約 96%（日本からの輸出額の約 96%、モンゴルからの輸入額の 100%）についてこの協定の発効から 10 年以内に関税が撤廃されます。

I. 農林水産品分野について

1. 日本の主な譲許内容

- ・ 即時関税撤廃：一部のペットフード
- ・ 段階的関税撤廃：ライ麦粉、ひまわり油
- ・ 関税割当：チーズ、天然蜂蜜

2. モンゴルの主な譲許内容

- ・ 即時関税撤廃：切り花、りんご、なし
- ・ 段階的関税撤廃：味噌、食酢

II. 鉱工業品分野について

1. 日本の主な譲許内容

日本に輸入される鉱工業品のほぼ全てが発効から 10 年以内に関税撤廃されます。

2. モンゴルの主な譲許内容

- ・ 即時関税撤廃：4,500cc以下の完成車（製造後 0～3 年）、冷延鋼板
- ・ 段階的関税撤廃：銅製品、自動車部品（エンジン、ハンドル）